

構造改革特区について

平成 1 5 年 1 月

内 閣 官 房

構造改革特区推進室

我が国経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要

様々な事情で規制改革が遅れている分野あり

構造改革特区の導入

地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域での構造改革を進める。

特定地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な規制改革へと波及し、我が国全体の経済が活性化

地域特性が顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により地域経済が活性化

基本理念

「知恵と工夫の競争による活性」

- ★国があらかじめモデルを示すのではなく、自立した地方がお互いに競争していく中で経済社会活力を引き出していけるような制度へ、発想を転換
- ★「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、地域の特性に応じた規制を認めるといった考え方に転換

「自助と自立の精神」の尊重

- ★特例措置の導入によって、構造改革特区内外において発生する可能性がある弊害を防止するための措置は、地方公共団体が主体的に対応
- ★従来型の財政措置を講じない（既存の予算措置との組み合わせは可。）

ポイント

①可能な限り幅広い規制を対象

- ★特区において特例措置を講じることが可能な規制については、あらかじめ幅広くリストとして明示し、地方公共団体がその中から選択（リストについては、地方、民間からの提案に基づき定期的に追加）

②内閣における手続き、決定プロセスの一元化

③的確な評価に基づく全国規模の規制改革の実施

- ★特区において講じられた規制の特例措置は一定の期間後評価を行い、全国レベルで規制改革を行うべきものは、全国レベルの規制改革に拡大。

平成14年

- 4月24日 経済財政諮問会議において、平沼経済産業大臣及び民間4議員が、それぞれ改革特区構想を提案
- 5月 2日 総合規制改革会議の規制改革特区WGにおける具体的な検討が開始
- 6月25日 構造改革特区の導入と制度改革の具体化に向けて内閣官房に推進組織を設置することを盛り込んだ「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を閣議決定
- 7月 5日 内閣官房構造改革特区推進室発足
- 7月23日 総合規制改革会議が「規制改革特区」構想の中間とりまとめを決定
- 7月26日 内閣総理大臣を本部長とする構造改革特区推進本部発足
- 8月30日 構造改革特区の第1次提案募集の締めきり
- 9月20日 構造改革特区推進のための基本方針の策定(本部決定)
- 9月30日 鴻池構造改革特区担当大臣就任
- 10月11日 構造改革特区推進のためのプログラムの策定(本部決定)
- 11月 5日 構造改革特別区域法案の国会提出(閣議決定)
- 11月 7日 構造改革特区の第2次提案募集の開始(1月15日締めきり)
- 12月11日 構造改革特別区域法案成立

1. 構造改革特区制度の骨格(略:特区法の概要参照)

2. 特例措置を講ずることができる規制

①特区において実施できる規制の特例措置

- ・農業生産法人以外の法人の農業への参入の容認(農地法)
- ・研究開発学校制度の特例による学習指導要領によらない多様なカリキュラム編成(学校教育法)
- ・行政財産である港湾施設の民間企業への貸付(港湾法)
- ・国立大学施設等の民間企業による廉価使用要件の緩和 等

別表1

②全国において実施することとした規制改革事項

(時期、内容が明確)

- ・労働者派遣関係の規制(原則1年の派遣期間、対象業務を製造業に拡大等)や職業紹介事業(地方公共団体による無料職業紹介の実施等)の制限の緩和
- ・コンビニエンスストア等の私人による地方税の収納の容認
- ・外国人医師について臨床修練制度での対応 等

別表2

3. 今後のスケジュール

○2. ②に掲げられている事項については、12月に予定されている総合規制改革会議の第二次答申に向けた検討において対象とする。

○プログラム(別表1、2)に掲載されていない規制は、平成15年1月15日を期限として、再度地方公共団体、民間事業者等から提案を受付ける。

○特区法案成立後、1年以内に特区において実施される規制の特例措置の効果、影響等を評価するための体制を定める。

<第1次提案募集(平成14年8月30日締めきり)の提案状況>

- ①提案主体数:249(うち、地方公共団体 231、民間主体 18)
- ②特区構想数:426件
- ③規制改革要望数:903件

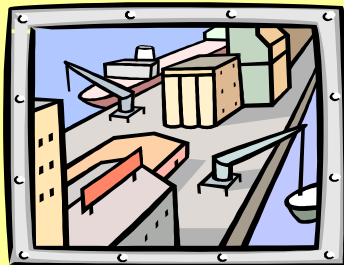
<プログラム策定時点での提案への対応状況>

903件の規制改革要望への対応状況の内訳は、次のとおり。

- A:特区として実施 93件(別表1に対応)
- B:全国で実施 111件(別表2に対応、時期・内容が明確)
- C:今回は特区として実施されないもの 141件
 - C-1 今後引き続き検討を要するもの 112件
 - C-2 担当省庁が全国で実施する方向で検討するとしているもの 29件
- D:現行で対応可能と考えられるもの 311件
- E:その他(事実誤認、税の減免・補助金関連等) 247件

$$(A+B) / (A+B+C) = 59.1\%$$

国際物流特区



大規模港湾を有する地域において、国際競争力のあるサービスとコストを実現するために、通関業務の24時間・365日化への対応、民間企業による総合保税地域の運営、民間企業による公共コンテナターミナルの効率的な運営などを行う特区

通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し（関税法）
総合保税地域の許可要件の緩和（関税法関連）
行政財産である港湾施設の民間企業への貸付け（港湾法）

農村活性化特区



遊休農地の有効利用を図り地域農業を振興するために、株式会社が農業経営を行うなど、多様な経営形態による農業を認める特区

農業生産法人以外の法人の農業参入の容認（農地法）

都市と農村の交流の促進のため、市民農園の開設を促進し、農家民宿にかかる諸規制を緩和するなど、グリーンツーリズムを促進する特区

市民農園の開設主体の拡大（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律）
農家民宿の開設、サービス提供に係る諸法令の柔軟な対応（消防法関連、旅館業法関連（全国対応）、旅行業法関連（全国対応）等）

新エネルギー・リサイクル特区



燃料電池や燃料電池自動車等で次世代エネルギー関連技術の普及、拡充を図る特区

○家庭用燃料電池の自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更（電気事業法関連）

燃料電池自動車のための水素ステーション、DME（ジメチルエーテル）ステーションの保安距離規制の緩和（高圧ガス保安法関連）

教育特区



地域の特性とニーズに応じた多様な教育を提供するために、市町村による社会人等の教員への採用、授業を英語で実施することや小中高一貫教育等多様な教育カリキュラムを認める特区

学習指導要領によらない多様なカリキュラム編成（研究開発校制度の特例）
市町村負担による独自の教員の任用（市町村立学校職員給与負担法）
市町村の申出に基づく教員免許授与手続きの簡素化（教育職員免許法関連）

幼稚園と保育所の一体的運用等を促進する特区

幼稚園入園年齢制限の緩和（学校教育法）
幼稚園と保育所等の教育・保育活動の一体的運用（幼稚園設置基準関連）

福祉特区



特別養護老人ホームについて、公設民営方式又はP F I方式により株式会社が施設運営を行うことを認める特区

○公設民営方式、P F I方式により株式会社の特別養護老人ホーム運営への参入の容認（老人福祉法）

産学連携特区



大学や研究機関を核として、それらの知的資産をI T、バイオ等の新規産業に結びつけるため、国立大学等の試験研究施設を国の研究と関連する研究を行う民間企業が廉価使用し易くなるような要件を緩和し、国立大学教員等の兼業規制を緩和するなどの制度整備を図る特区

国立大学施設・敷地の民間企業による廉価使用の要件緩和（研究交流促進法）
地方公共団体から国立大学等に対する寄附金等の支出制限の緩和（地財再建特措法関連）
国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認（人事院規則等関連）

構造改革特別区域基本方針(閣議決定)

- 構造改革特別区域制度の推進の意義・目標
- 実施すべき施策に関する基本的な方針
- 政府が講ずべき措置についての計画(プログラム)

・講ずることが可能な規制の特例措置(法律、政令、省令、通達等)について一覽性を確保

<地方公共団体> 構造改革特別区域計画の作成・申請

《関係省庁に各規制について法令の解釈を求めることが可能(各省庁は回答義務)》

《民間も、地方公共団体に提案可能(採用されない場合は理由等を通知)》

(計画の内容)

- 構造改革特別区域の範囲
- 事業の内容、適用を受けようとする規制の特例措置
- 期待される地域活性化の効果 等

<内閣総理大臣> 構造改革特別区域計画の認定

- 基本方針適合性や地域活性化効果等を見て判断。
- 規制の特例措置の適用については関係行政機関の長の同意(規制の特例措置を講ずることの必要性等については、地方公共団体の判断を尊重。要件に適合する場合は、関係行政機関の長は原則として同意。)

規制の特例措置の適用

- 計画が認定された場合に、この法律や政省令で定められた規制の特例措置が適用される。

構造改革特別区域推進本部の設置(内閣総理大臣が本部長)

- 構造改革特別区域制度の集中的・一体的な推進、総合調整

プログラムで措置した特例事項に加え、さらに、民間事業者や地方公共団体の方々からのアイデアを活かした構造改革を進めるため、第2次の提案募集を開始。

☆募集要項等、第2次提案募集に関する詳細については、構造改革特区推進本部のホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou>)で閲覧可能。

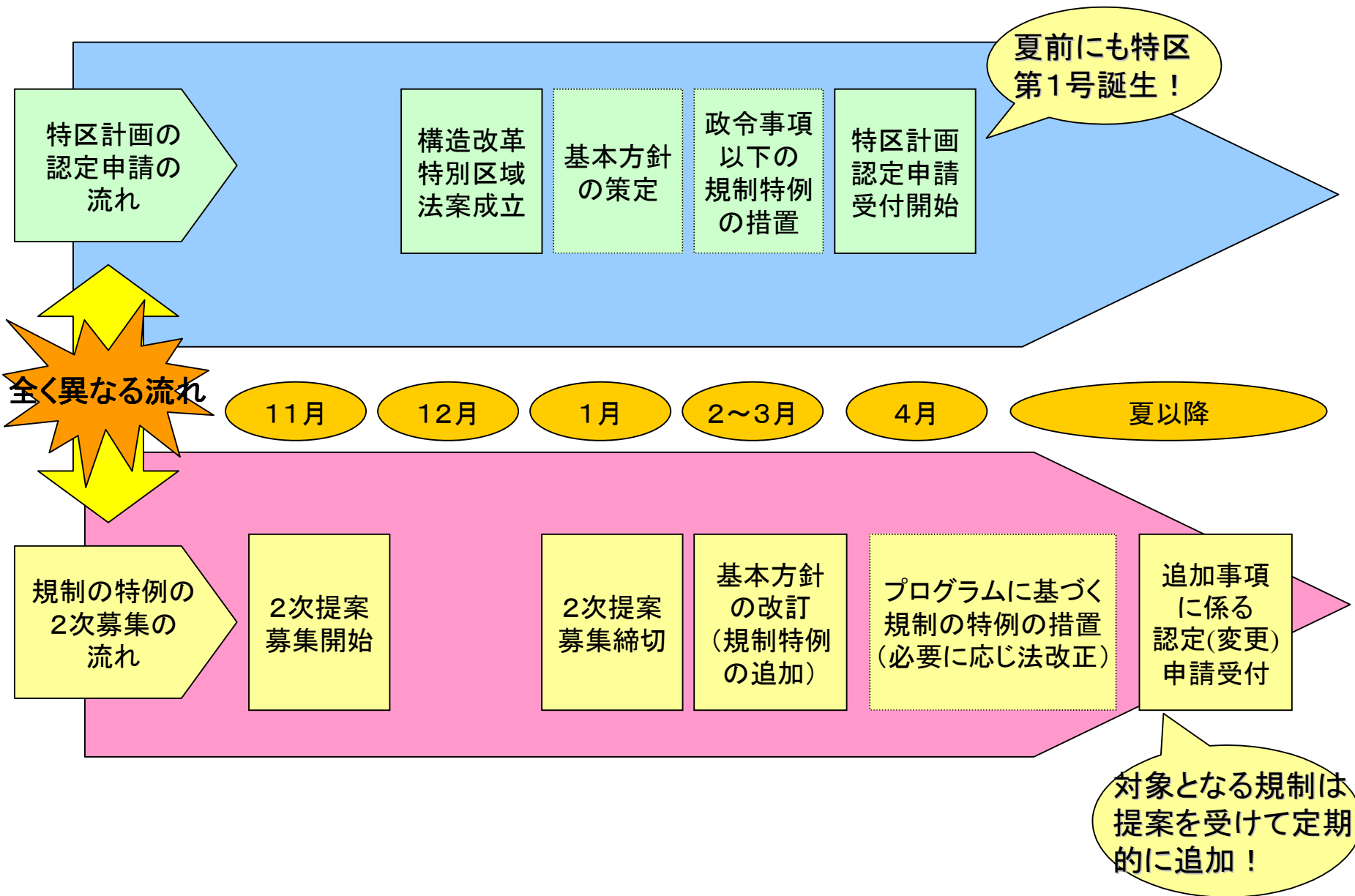
☆締め切り:平成15年1月15日(水)

<提案にあたってのポイント>

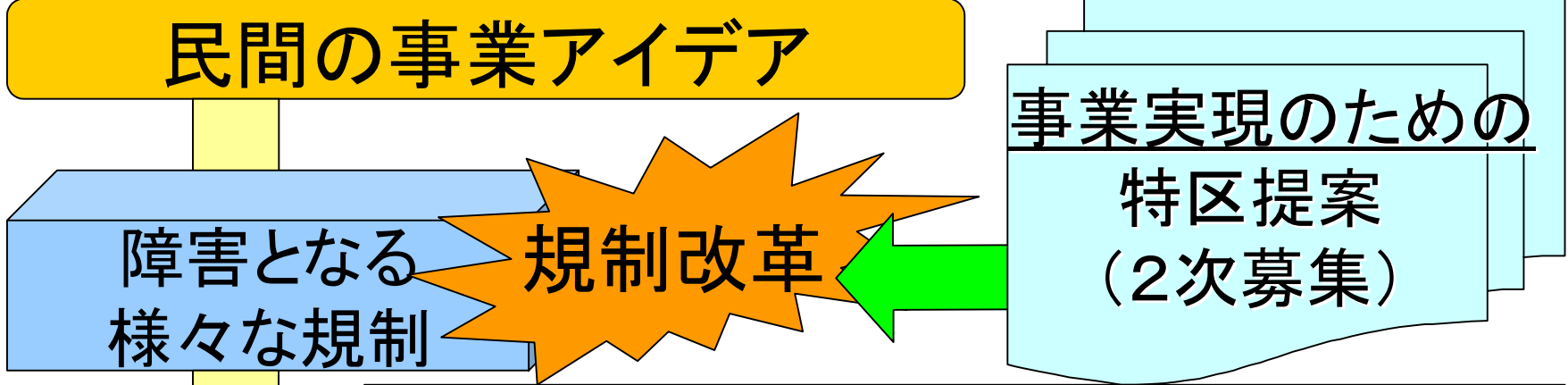
- ①法律に基づく構造改革特区計画の認定申請とは全く異なるものであること。
→提案に応じなくても、計画認定にあたって有利にも不利にもなりません。
- ②新たな規制の特例と第1次提案のうち「今後引き続き検討すべきもの」とされた事項が主な対象。
- ③第1次提案で、「現行で対応可能」、「特区として実施」、「全国で実施」とされた事項でも、適切な理由が具体的な事例に則して明らかであれば再提案可能。

☆第1次提案に関する各省の回答などの検討過程についても、上記ホームページで閲覧可能。

7. 今後の進め方 (構造改革特区に関する認定申請と第2次募集の2つの流れ)



8. 民間事業者の事業アイデアの実現のための特区提案(イメージ)



提案の内容としては、例えば

- 新しく事業を始めたいが、新規参入規制が厳しいので、規制を撤廃してほしい。
例: 株式会社の借地による農業参入、港湾施設の民間業者による運営
- 顧客ニーズに即した迅速な対応が出来るように、煩雑な手続を簡素化してほしい。
例: 未承認医薬品の迅速な使用、輸出入・港湾関連手続の簡素化
- 事業効率化の阻害要因となっている規制の緩和をしてほしい。
例: 車両総重量規制の緩和、工場における緑地面積率の緩和
大学の校地面積基準の緩和(空きビルの有効活用) 等々

注: 例示した内容は、第一次提案にもとづき今回措置されたもの。

事業アイデアの実現